

第 1 回 臨 時 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和3年3月26日(金) 午前9時55分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹
教 育 次 長 兼 扇 田 誠
学 校 教 育 課 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 長 柴 田 憲
生 涯 教 育 課 長 竹 内 圭 介
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元
学 校 教 育 課 庶 務 係 矢 口 真 也
5. 附議事件 議案第15号 令和3年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について
議案第16号 七飯町地域学校協働本部設置要綱の制定について
議案第17号 七飯町学校教育指導主事の任用について
議案第18号 七飯町教育支援センター指導員の任用について
議案第19号 七飯町生涯学習推進アドバイザーの任用について
議案第20号 七飯町社会教育委員の委嘱について
議案第21号 七飯町文化財保護審議会委員の任命について
議案第22号 公民館館長の任命について
議案第23号 公民館・多目的会館管理人の委嘱について
7. その他
8. 承認事項 報告・議案は原案通り承認された。
9. 傍聴人等 なし
10. 閉 会 午前10時30分
11. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
12. 署 名 教育長 **與田 敏樹**

委 員 **信夫 恵美子**

調整者 矢口 真也

別紙

- 與田教育長 : それでは、時間前ですけれども、皆さんお揃いになっていますので、ただいまから令和3年第1回臨時七飯町教育委員会議を開催をいたします。
本日の会議録署名委員につきましては、信夫委員にお願いをいたします。
本日は臨時教育委員会議なので、教育行政動向報告についてはございません。
直ちに附議事件に入っております。
議案第15号令和3年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について、事務局よりお願いいたします。
- 教育次長 : それでは、議案第15号令和3年度教育費補正予算に係る専決処理について、提案説明申し上げます。
令和3年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定に基づき専決処理しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
それでは、資料の2ページ、A3版の資料を御覧いただきたいと思います。
10款教育費1項2目事務局費は、事務局費（臨時交付金事業）として、2,066万7,000円の追加です。内訳は、委託料が880万円の追加。
内容は教職員へのICT研修会開催のため、学校教育活動継続支援委託料220万円の追加。学校の環境整備やマニュアル等の作成、教職員への遠隔支援を行うため、GIGAスクールサポーター委託料231万円の追加。ICTを活用した授業を教師がスムーズに行うため、学校での現場支援としてICT支援委員委託料429万円の追加でございます。
備品購入費は1,186万7,000円の追加で、内容は、感染予防対策及び学びの保障の観点から、学校での教育活動や家庭学習を実施する際に使用する中学校教師用デジタル教科書購入のため、教具備品購入費366万7,000円の追加。加湿器、パーテーション等の感染対策用備品の購入のため、学校教育活動継続支援一般備品購入費500万円の追加。家庭学習用教材備品の購入のため、学校教育活動継続支援教材備品購入費320万円の追加でございます。
スクールバス運行費（臨時交付金事業）は204万4,000円の追加です。内容は、委託料で大沼岳陽学校の感染症予防のため、4月、5月の2か月分のスクールバス1台の増車で、スクールバス増車運行委託料204万4,000円の追加でございます。なお、6月以降につきましては感染状況を考慮し、再度補正予算による増車運行の延長を検討してまいります。
学校教育課の説明は以上でございます。
- 生涯教育課長 : それでは、次に生涯教育課所管分の予算について提案説明を申し上げます。
4項3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費（臨時交付金事業）として、工事請負費が新型コロナウイルス感染症対策として、便器を和式から洋式にすることでウイルスの拡散防止を図るための関連設備改修工事費314万6,000円を追加。大中山コモン管理費（臨時交付金事業）こちら工事請負費、文化センターと同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴う便器を和式から洋式への改修工事として545万6,000円の追加。大沼婦人会館管理費（臨時交付金事業）こちら同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴う環境設備改修工事236万5,000円の追加。社会教育施設振興費合計で1,096万

7,000円の追加でございます。

生涯教育課所管分は以上でございます。

スポーツ振興課長：続きまして、スポーツ振興課所管の補正予算について説明させていただきます。
5項1目保健体育総務費は、体育施設管理費（臨時交付金事業）として工事請負費に396万9,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、環境整備改修工事として東大沼多目的グラウンドトルナーレに2か所あるトイレの便器4台を和式から洋式に改修するものでございます。
説明は以上でございます。

與田教育長：以上で、議案第15号令和3年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について提案説明を終わりました。

質問、御意見等ございますでしょうか。

山川委員。

山川委員：事務局費の中に入っているGIGAスクールサポーター委託料とかICTの支援員という委託料なのですが、これはもちろんかなり専門職の方たちなので、しょうけれども、こういった人たちがどういったタイミングで来て、やっていただけるのか。

あともう一つ、便器はかなり大幅に更新されているみたいですが、これによって、例えば、教育委員会関係の学校だとか公民館だとかそういったところの洋式便器割合、そういうのはどうなっているのでしょうか。お願いします。

教育次長：まず、GIGAスクールサポーター委託料、これにつきましては、今一人1台のタブレットでありまして、その会社が七飯町にあるミュートネットという会社が落札してやっています。そこが今度学校の事務処理のそういうサポーターの専門の部署を置きまして、学校からそういう質問とか何かあった場合はもう遠隔でまずやると、それに関して人件費とかそういうものを払う委託料です。あとはマニュアル、先生たちに今後色々やっていくものとかセキュリティの話だとかいろいろそういうものを指導していくのに、このGIGAスクールサポーターの委託料ということでやっています。

このICT支援委員委託料というのは同じ会社なのですが、今度はこれは学校の現場に出向いて直接疑問点等々指導したり、相談に乗るという体制で、遠隔でやるのと、学校のほうに毎日ではないですが、順番に回って教師を指導していくというような形です。

あと洋式便器の設置率は、今、手元にデータがなく、すぐにお答えできません。すいません。

山川委員：まだでも結構和式って残っているのですよね。

與田教育長：多分学校のほうについては、子どもたちに対して間隔を開けて入るようにと、そういう指導はしていますので、当面急いでやるという必要はないかなと、そこは補助金のお金の問題もありますので、取り急ぎ文化センターなんかそういうところで不特定多数の人が利用する便器ですので、洋式になるというときに蓋はつきます。蓋がつくことによって水洗で流したときに拡散しないというデータがある。だから、そういうのもあって子どもたちには間隔を開けて入りましょうという指導をして回避しているという形です。

以上です。

あと何かございますか。よろしいですか。

全員：（はい）

與田教育長：それでは、議案第15号令和3年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について、提案どおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第16号七飯町地域学校協働本部設置要綱の制定について、

事務局よりお願いします。

生涯教育課長 : それでは、議案第16号七飯町地域学校協働本部設置要綱の制定について、提案説明申し上げます。

このたび提案申し上げます七飯町地域学校協働本部設置要綱は、学校と地域が一体となり、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校活動の支援や地域と学校が連携・協働した活動を行う地域学校協働本部の設置について制定をするものでございます。

要綱の第1条は目的で、この要綱は、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進し、地域の活性化及び教育力の向上を図ることを目的とする。

第2条は設置で、地域と学校が連携・協働し活動するため、七飯町地域学校協働本部を設置する。

第3条は組織で、協働本部は、次に掲げる者により構成し、本部員と称する。

第1号、地域学校協働活動推進員。

第2号、地域関係団体、サークル又は個人で協働活動の趣旨に賛同する者。第3号、その他として、教育委員会が必要と認める者。

第2項、協働本部に本部長を置き、地域学校協働活動推進員をもって充てる。

第4条は選任で、本部員は、次に掲げる手続により選任する。

第1号、地域学校協働活動推進員、地域関係団体、サークルまたは個人で協働活動の趣旨に賛同する者は、教育委員会が委嘱する。

第2号、その他の教育委員会が必要と認める者は、活動の趣旨や内容によって必要に応じ教育委員会が委嘱する。

第5条は委嘱期間で、本部員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

第6条は事業で、協働本部は、第1条の目的を達成するために、学校運営協議会と連携して、次の活動を行う。

第1号、学校支援活動及び地域と学校が連携・協働した活動。

第2号、外部人材を活用した教育活動。

第3号、その他、第1条の目的を達成するために必要な事業。

第7条は事務局で、協働本部の事務局は七飯町教育委員会生涯教育課に置く。

第8条は守秘義務で、協働本部や事務局の運営に携わる者は、その活動上知り得た情報を適切に管理し、他に漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

第9条はその他で、この要綱に定めるもののほか、協働本部の運営上必要な事項については、本部長が別に定める。

附則として、この訓令は、令和3年4月1日から施行するものでございます。提案説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

與田教育長 : ただいま説明提案をさせていただきました七飯町地域学校協働本部設置要綱について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

加屋本委員。

加屋本委員 : この地域学校協働本部を設置するというのは、これは町独自のものですか。それともこういう政策が、何か以前にあったような気がしていて、はっきり分からないものでそれが一つと、あと多分もしあるとしたら、文科省とかどこか設置の要綱があるとしたら、どこかこの渡島とかでこういうのを実施している町村があるのかどうか含めて、ちょっと、分かったら教えていただきたい。

與田教育長 : これは国のほうで社会教育法の法律改正をして、平成28年度にこの地域学校

協働本部というのが盛り込まれました。

現在これを北海道で行っているのが上川管内の東神楽町、他はちょっと確認していませんけれども、道南ではありません。それで函館市が今回の教育行政方針の中で新たに盛り込んでいました。

イメージとしては、今、交通安全の関係で子どもたちの登校時間とか立喰してくれている方々もいらっしやると思うのですけれども、そういう行為も含みませぬ。地域学校協働本部の中で地域でやりたい人がいれば、協働本部としてお願いをする。あとは部活動なんかもこれの中で地域の中に指導者がいるかいないかというようなことを探して、結局今までそここのところのつながりが余りなかったものですから、地域と学校との接着剤の役割としてこの本部があると、そしてそれを具体的に推進するのが第3条の第1項にある第1号の地域学校協働活動推進員という、

【人事案件につき、会議録省略】

- 與田教育長 : これができることによって学校のほうも非常に助かる、それに地域との関わりが今まで以上にやりやすくなるということなものですから、何とか年度内、新年度内に具体的に活動をできるような話にもっていききたいなというところがございます。
- 生涯教育課長 : 補足でいうと、今、教育長からお話あったように、イメージとしては各学校で学校運営協議会、コミュニティ・スクールとして活動されていると思うのですけれども、そこに地域の方、委員とかが入っているのですけれども、ただやっぱり地域の方とのつながりが弱く要請しづらいというところもあって、コミュニティ・スクールの事業の「実施体」のようなイメージです。コミュニティ・スクールは学校で学校運営協議会という「会議体」みたいな形で会議するのですけれども、それと別で地域とかもつながった活動をする、さっき言った朝に立喰するですとか、あと課外で活動する際に適切な講師の案内だとか、要請があったときに紹介したりですとか、そういった地域とつなぐ「実働部隊」がこの協働本部というイメージとしてももらえればと思います。
- 信夫委員 : 人材バンクのようなものか。
- 生涯教育課長 : 人材バンクだけでなく、実際に学校の活動支援とか一緒に協働して活動するというイメージなので、人だけの関係だけではなくて、一緒に事業をやるイメージです。
- 與田教育長 : 今、岳陽学校に定期的に図書ボランティアの形で来ていただいております。その位置づけというのは、学校からお願いされて地域の方がボランティアをしているという位置づけなのですけれども、そういう活動もこの推進本部の中にしっかりと位置づけて、組織的にやっていくという形になると思います。
- 加屋本委員 : やっぱり今言われたとおり、具体的な仕事が確立されていかないと、こういうのってちょっと尻すぼみになっていくという可能性、多分10年ぐらい前に生涯学習というふうに変化した時点のあたり、私は八雲町にいたような気がするけれども、八雲町の校長時代に社会教育委員を兼ねていたときに、多分生涯教育推進本部みたいなものをつくったが、それがうまくいったかどうかはちょっと頭にあったものだから、こういうのができて学校も地域も含めて、それこそどっちもお互いに利益があるように具体的な活動が組織されればとてもいいなと思っていたので、ちょっと聞かせていただきました。ありがとうございます。
- 與田教育長 : 一言でいうと、地域とともにある学校を実践をするための組織であると。

あとよろしいですか。

全員

: (はい)

與田教育長

: ありがとうございます。

それでは、議案第16号七飯町地域学校協働本部設置要綱につきましては、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第17号七飯町学校教育指導主事の任用について、関連ありますので議案第18号七飯町教育支援センター指導員の任用について、一括して事務局より提案説明をお願いします。

教育次長

: それでは、議案第17号七飯町学校教育指導主事の任用について提案説明申し上げます。

七飯町学校教育指導主事の設置に関する規則第5条の規定により、下記の者を学校教育指導主事に任用したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

教育次長

: 以上、これは人事案件ですので、こういうことでやらせていただくということによろしいですか。

全員

: (はい)

與田教育長

: ありがとうございます。

それでは、議案第17号七飯町学校教育指導主事の任用について及び議案第18号七飯町教育支援センター指導員の任用については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第19号生涯学習推進アドバイザーの任用について、それから関連ありますので、第20号七飯町社会教育委員の委嘱について、議案第21号七飯町文化財保護審議会委員の任命について、議案第22号公民館館長の任命について、議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について、一括して提案説明を求めます。

生涯教育課長

: それでは、議案第19号生涯学習推進アドバイザーの任用について、提案説明申し上げます。

【人事案件につき、会議録省略】

生涯教育課長

: 続いて、議案第20号七飯町社会教育委員の委嘱について、提案説明申し上げます。

七飯町社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第1条第2項の規定により、下記の者を七飯町社会教育委員として委嘱したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

生涯教育課長

: 続きまして、議案第21号七飯町文化財保護審議会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

七飯町文化財保護に関する条例第6条第1項の規定により、下記の者を七飯町文化財保護審議会委員に任命したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

生涯教育課長 : 続きまして、議案第22号公民館館長の任命について、提案説明を申し上げます。
社会教育法第27条第28条及び公民館の設置及び運営に関する基準第8条の規定により、下記の者を公民館館長に任命したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

生涯教育課長 : 続きまして、議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について提案説明を申し上げます。
公民館・多目的会館管理人の委嘱に関する基準に基づき、下記の者を管理人として委嘱したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

生涯教育課長 : 提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。
與田教育長 : ただいま議案第19号七飯町生涯学習推進アドバイザーの任用についてから議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱についてまで、4件を一括して提案説明申し上げました。
人事案件ですので、特に質問、御意見ないと思いますが、何か疑問点があればお願いします。

【人事案件につき、会議録省略】

與田教育長 : よろしいですか。
全員 : (はい)
與田教育長 : ありがとうございます。
それでは、議案第19号七飯町生涯学習推進アドバイザーの任用について、議案第20号七飯町社会教育委員の委嘱について、議案第21号七飯町文化財保護審議会委員の任命について、議案第22号公民館館長の任命について、議案第23号公民館・多目的会館管理人の委嘱について、一括して承認賜ったものとさせていただきます。
以上をもちまして、令和3年第1回臨時七飯町教育委員会会議を終了いたします。
ありがとうございました。